2026年11月版

死亡共済金
ご請求の手引き

都道府県民共済
県民共済 都民共済 府民共済 道民共済 全国共済

ご挨拶

このたびのご訃報に接し、心よりお悔やみ申しあげます。
本紙は、死亡共済金をご請求いただく際に、受取人の確認や必要書類の準備を円滑に進めていただくためのものです。
ご提出いただく書類や手続きに関する留意事項についてご案内しておりますので、ご参照のうえお手続きをお願いいたします。
なお、ご提出いただいた書類の内容により、追加書類の提出をお願いする場合があります。お手数をおかけしますが、迅速な共済金のお支払いのため、ご協力をお願いいたします。

目次

1 **死亡共済金受取人とその順位** ..... - 1 -

2 **死亡共済金の取り扱い** ..... - 2 -

3 **ご請求に必要な書類のご案内** ..... - 3 -

4 **戸籍謄本等について** ..... - 5 -

■**受取人別 必要戸籍謄本・住民票のご案内** ..... - 6 -

■**「連続したすべての戸籍謄本」とは** ..... - 14 -

■**戸籍謄本の取得方法** ..... - 15 -

5 **よくあるご質問** ..... - 16 -

1 死亡共済金受取人とその順位

死亡共済金の受取人は、**ご加入者が亡くなられた時点における続柄**による、**下表の①～⑫の順位において上位の方**となります。なお、死亡共済金受取人が、下表の②～⑫の場合において複数のときは、その**受取割合は均等**となります。

※こども型の場合、死亡共済金受取人はご契約者となります。

※事前に死亡共済金受取人を指定いただいている場合、この限りではありません。

※死亡共済金以外の入院共済金等は相続財産となるため、受取人はご加入者の相続人となります。

順位	死亡共済金受取人	
①	ご加入者の婚姻届出のある配偶者	
②	ご加入者と同一世帯に属する※	ご加入者の子
③		ご加入者の孫
④		ご加入者の父母
⑤		ご加入者の祖父母
⑥		ご加入者の兄弟姉妹
⑦	ご加入者と同一世帯に属さない	ご加入者の子
⑧		ご加入者の孫
⑨		ご加入者の父母
⑩		ご加入者の祖父母
⑪		ご加入者の兄弟姉妹
⑫	ご加入者の甥姪	

※**「同一世帯に属する」とは**：住民票によりご加入者と同一住所に居住していると認められることをいいます。
ただし、ご加入者と住居を異にしていても、それが修学・療養・勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとします。
また、各順序の同一世帯に属する方の中では、健康保険または税務上等の証明書等によりご加入者によって扶養されていると認められる方を上位とします。

2 死亡共済金の取り扱い

死亡共済金は、相続財産とは異なり、当会が定めた死亡共済金受取人が受け取ることができる共済金（**受取人固有の財産**）です。
一方、入院共済金等の共済金については**相続財産**となるため、受取人が相続人ではない場合、受け取ることができません。

共済金の種類と相続における取り扱い一覧

項目	死亡共済金	死亡共済金以外（※）
受取人	死亡共済金受取人	ご加入者の法定相続人
取り扱い	受取人固有の財産	ご加入者の相続財産
相続放棄時	**請求可能**	**請求不可**

※死亡共済金以外とは：入通院・手術等の共済金や未経過掛金・出資金を指します。

死亡共済金受取人と相続人が異なるケース

死亡共済金受取人が次にあたる場合において、民法に定める法定相続人が別途存在する場合、死亡共済金のみお手続きをさせていただきます。
以下のケースの場合、死亡共済金以外の相続財産については相続人にご請求いただく必要がありますので、各都道府県民共済（神奈川県では全国共済）へご連絡ください。

死亡共済金受取人	法定相続人
③ご加入者と同一世帯に属する ご加入者の孫	ご加入者の子
④ご加入者と同一世帯に属する ご加入者の父母	ご加入者の子または孫
⑤ご加入者と同一世帯に属する ご加入者の祖父母	ご加入者の子または孫または父母
⑥ご加入者と同一世帯に属する ご加入者の兄弟姉妹	ご加入者の子または孫または父母または祖父母

3 ご請求に必要な書類のご案内

死亡共済金のご請求に必要な主な書類は以下のとおりです。
なお、必要な書類は、ご請求の際にお送りする『**死亡共済金請求手続きのご案内**』に記載していますので、あわせて、必ずご確認ください。
※印鑑登録証明書は、**発行後６カ月以内**のものをご用意ください。

必要書類	ご案内
死亡共済金支払請求書	口座などの必要事項をご記入のうえ、印鑑登録証明書と同一の印鑑をご捺印ください。
死亡診断書（死体検案書）（コピー）または**死亡証明書**	ご加入者の死亡日、死因等を確認する際に必要な書類です。当組合より死亡証明書をお送りしている場合は、医療機関にて証明を受けてください。
戸籍謄本（全部事項証明書）	ご加入者の死亡事実の確認ならびに、死亡共済金の受取人を特定する際に必要な書類です。 ご加入者の死亡確認ができ、かつ、ご加入者と受取人（同順位者含む）の続柄が確認できる戸籍謄本をご用意ください。 詳しくは後述の「4 **戸籍謄本等について**」をご参照ください。 ※ご加入者の死亡が記載されるまでに、死亡届の提出後、1～2 週間程度かかることがあります。
ご加入者の住民票除票 ※受取人が同一世帯の場合	ご加入者と死亡共済金受取人が同一世帯であることを確認する際に必要な書類です。 詳しくは後述の「4 **戸籍謄本等について**」をご参照ください。 ※**マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**をご用意ください。 ※コンビニでは取得できませんのでご注意ください。

必要書類	ご案内
受取人の世帯全員の住民票 ※受取人が同一世帯の場合	ご加入者と死亡共済金受取人が同一世帯であることを確認する際に必要な書類です。 詳しくは後述の「4 **戸籍謄本等について**」をご参照ください。 受取人の世帯全員の住民票（世帯連記式のもの）をご用意ください。 ※**マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**をご用意ください。
印鑑登録証明書（受取人全員分）	請求書および確約書または代表受取人選任届に押印した、死亡共済金受取人全員分の印鑑登録証明書をご用意ください。
確約書 ※受取人が配偶者以外で１名の場合	死亡共済金受取人によるご署名と、印鑑登録証明書と同一の印鑑をご捺印ください。
代表受取人選任届 ※受取人が複数名の場合	死亡共済金受取人全員のご署名と、各受取人の印鑑登録証明書と同一の印鑑をそれぞれご捺印ください。
承諾書	当組合より医療機関等へ確認する際に必要な書類です。 当組合より送付したものにご記入・ご捺印ください。

※ご請求内容によっては、上記のほかに、**当組合所定の診断書**、**事故状況報告書**、**交通事故証明書等**が必要となります。
※ご加入者または死亡共済金受取人のいずれかが外国籍のとき、加入者と受取人との続柄を確認するための書類が別途必要となる場合があります。詳しくは、P17「**よくあるご質問**」をご参照ください。

4 戸籍謄本等について

戸籍謄本および住民票は、死亡共済金受取人によってご請求に必要な書類が異なります。
以下をご参考に、必要な書類をご確認ください。
※受取人順位が上位の方または同順位の方が、ご加入者の死亡時点で既に亡くなられていた場合は、その方の死亡が確認できる戸籍謄本もご用意ください。

ご用意いただく戸籍謄本等 / ご加入者との続柄と受取人順位		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	住民票
		ご加入者の**死亡**が記載された戸籍謄本	ご加入者と死亡共済金受取人の**続柄**を確認できる戸籍謄本(同順位者を含む)	ご加入者の**出生から死亡**まで連続したすべての戸籍謄本	ご加入者の**子**の**出生から死亡**まで連続したすべての戸籍謄本	ご加入者の**父母**の**出生から死亡**まで連続したすべての戸籍謄本	ご加入者の**兄弟姉妹**の**出生から死亡**まで連続したすべての戸籍謄本	ご加入者の住民票(除票)と受取人の**世帯全員**の住民票(同順位者を含む)
	❶ ご加入者の婚姻届出のある配偶者	○	○	-	-	-	-	-
ご加入者と同一世帯に属する	❷ご加入者の子	○	○	-	-	-	-	○
	❸ご加入者の孫	○	○	-	-	-	-	○
	❹ご加入者の父母	○	○	-	-	-	-	○
	❺ご加入者の祖父母	○	○	-	-	-	-	○
	❻ご加入者の兄弟姉妹	○	○	-	-	-	-	○
ご加入者と同一世帯に属さない	❼ご加入者の子	○	○	○	-	-	-	-
	❽ご加入者の孫	○	○	○	○	-	-	-
	❾ご加入者の父母	○	○	○	-	-	-	-
	❿ご加入者の祖父母	○	○	○	-	○	-	-
	⓫ご加入者の兄弟姉妹	○	○	○	-	○	-	-
	⓬ ご加入者の甥姪	○	○	○	-	○	○	-

➡詳しくは次ページの「**受取人別 必要戸籍謄本・住民票のご案内**」をご確認ください。

■ 受取人別 必要戸籍謄本・住民票のご案内

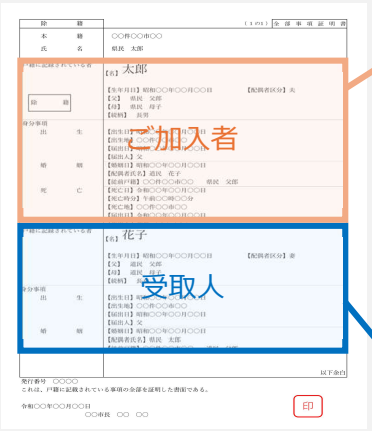
受取人別に必要な戸籍謄本等をご案内します。ご自身の該当箇所をご参照ください。
この度のご請求者以外に、受取人順位が上位または同順位となる方がいないことを確認するため、必要な書類をもれなくすべてご用意ください。
※必要となる戸籍謄本のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。
※書類をご提出いただいた後に、再度追加で書類を依頼する場合もございます。
お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

①「ご加入者の婚姻届出のある配偶者」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（配偶者様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
※受取人が配偶者様の場合、 ア と イ をひとつの戸籍謄本で確認できます。

＜戸籍謄本の例＞



戸籍に記録されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【父】 県民 父郎 【母】 県民 母子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇件〇〇市〇〇 【届出日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者氏名】道民 花子 【従前戸籍】〇〇件〇〇市〇〇 県民 父郎
死亡	【死亡日】令和〇〇年〇〇月〇〇日 【死亡時分】午前〇〇時〇〇分 【死亡地】〇〇件〇〇市〇〇 【届出日】令和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】親族 〇〇 〇〇

戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【父】 道民 父郎 【母】 道民 母子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇件〇〇市〇〇 【届出日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者氏名】県民 太郎 【従前戸籍】〇〇件〇〇市〇〇 道民 父郎

●住民票

・死亡共済金受取人が配偶者様の場合、住民票のご用意は**不要**です。

②「ご加入者と同一世帯に属するご加入者の子」の場合

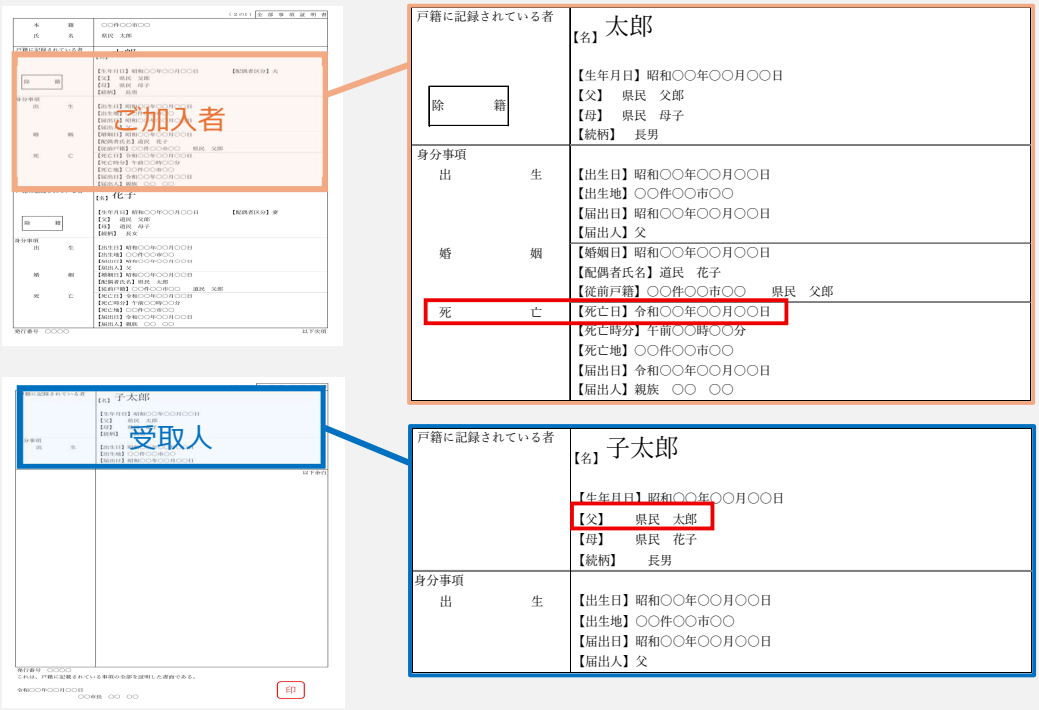
●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）

・ご加入者と死亡共済金受取人（お子様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）

※**ご加入者と死亡共済金受取人が同じ戸籍**に記載されている場合、 ア の戸籍謄本にて イ の内容が確認できるため、**重複してご用意いただく必要はありません。**
同じ戸籍に記載されていない場合、 ア と イ をそれぞれご用意ください。

＜戸籍謄本の例（ご加入者と死亡共済金受取人が同じ戸籍に記載されている例）＞



●住民票

・ご加入者の**住民票除票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

・死亡共済金受取人（お子様）の**世帯全員の住民票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

※**マイナンバーの記載がないもの**をご用意ください。

③「ご加入者と同一世帯に属するご加入者の孫」の場合

●戸籍謄本

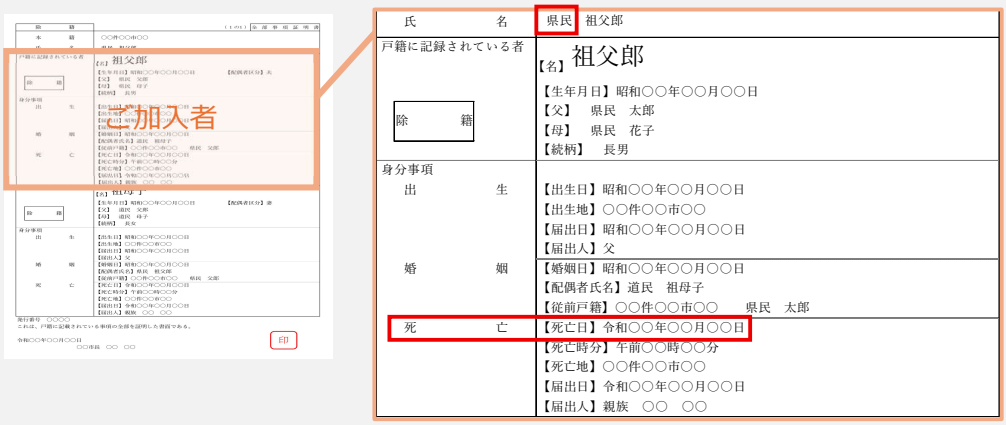
・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）

・ご加入者と死亡共済金受取人（お孫様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）

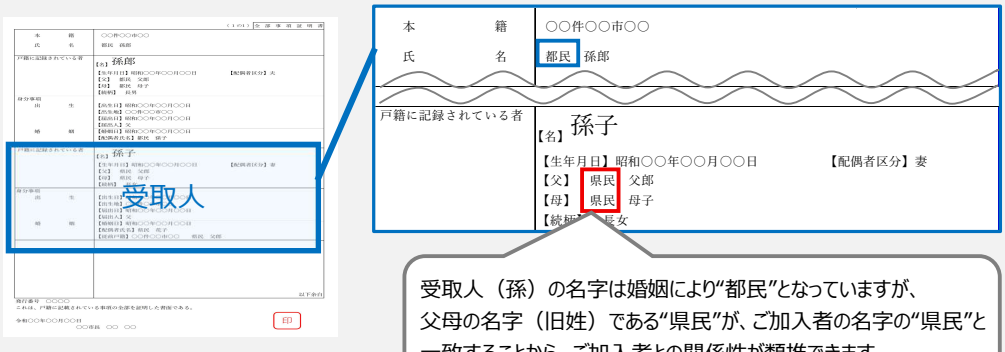
※ イ の戸籍謄本より**ご申告の家族関係の類推**ができれば、続柄が明記されていなくてもご請求いただくことができます（類推できない場合は、ご加入者のお子様（受取人のご両親）などの戸籍謄本をご用意いただく必要があります）。

＜戸籍籍謄本の例（ご加入者と死亡共済金受取人の家族関係が類推できる例）＞

ア ご加入者（祖父・県民　祖父郎）の戸籍謄本



イ 受取人（孫・都民　孫子）の戸籍謄本



※死亡共済金のほかに入院共済金や未経過掛金・出資金等の相続財産がある場合、相続人を確認するため、追加で戸籍謄本を依頼する場合があります（詳しくは P2「**死亡共済金受取人と相続人が異なるケース**」をご参照ください）。

●住民票

・ご加入者の**住民票除票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

・死亡共済金受取人（お孫様）の**世帯全員の住民票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

④「ご加入者と同一世帯に属するご加入者の父母」の場合

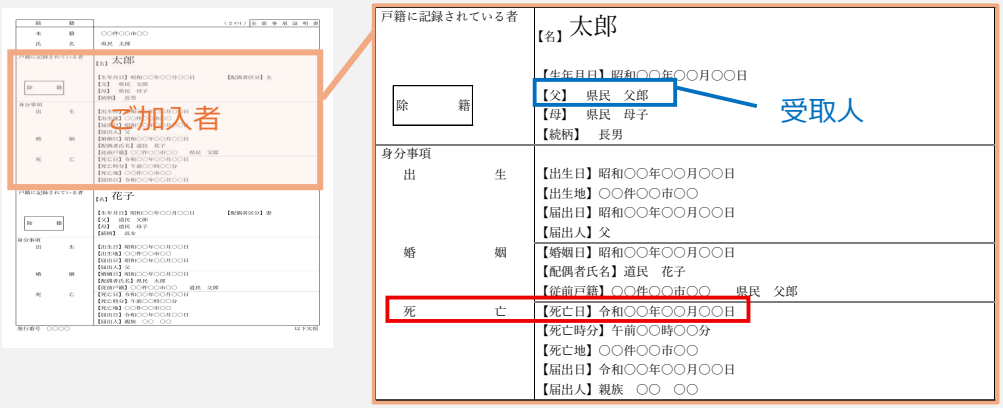
●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）

・ご加入者と死亡共済金受取人（ご両親）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）

※通常、ご加入者の死亡が記載された ア の戸籍謄本にご両親の氏名が記載されるため、ア と イ をひとつの戸籍謄本で確認できます。

＜戸籍謄本の例（ご加入者の戸籍謄本にご両親の氏名が記載されている例）＞



※死亡共済金のほかに入院共済金や未経過掛金・出資金等の相続財産がある場合、相続人を確認するため、追加で戸籍謄本を依頼する場合があります（詳しくは P2「**死亡共済金受取人と相続人が異なるケース**」をご参照ください）。

●住民票

・ご加入者の**住民票除票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

・死亡共済金受取人（ご両親）の**世帯全員の住民票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

⑤「ご加入者と同一世帯に属するご加入者の祖父母」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ア）

・ご加入者と死亡共済金受取人（ご祖父母様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（イ）

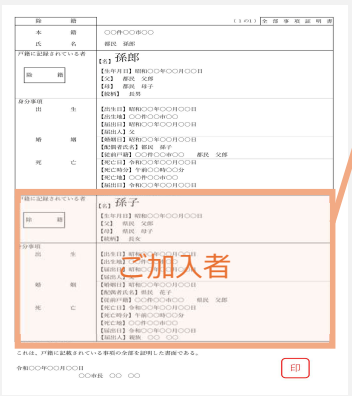
<戸籍謄本の例（ご加入者と受取人の続柄が確認できる場合の例）>

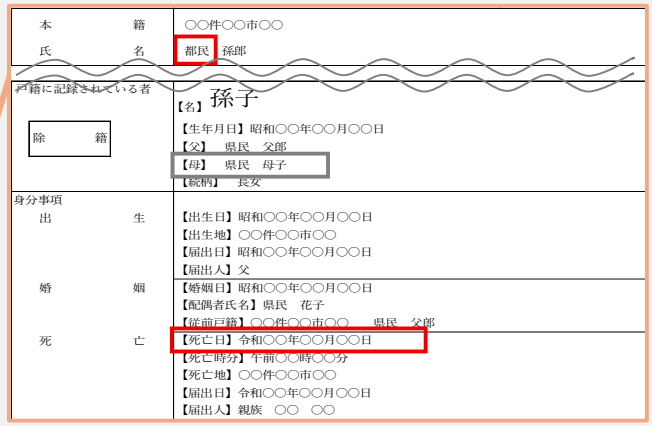
・ご加入者（孫）：都民　孫子　（旧姓：県民）

・受取人（祖母）：道民　祖母子（母方の祖母）

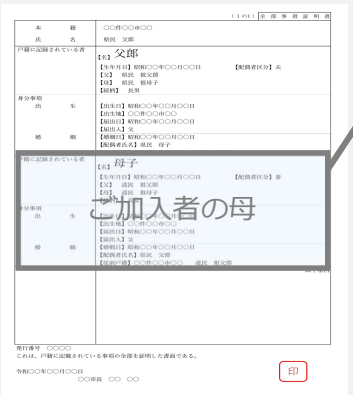
※ご加入者の母　：県民　母子　（旧姓：道民）

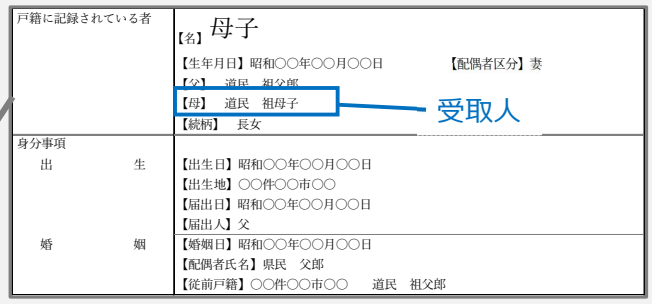
ア　ご加入者（都民　孫子）の戸籍謄本





イ　ご加入者の母（県民　母子）の戸籍謄本





受取人（祖母）の戸籍謄本では、ご加入者（孫）との関係が確認できないため、ご加入者の母の戸籍謄本が必要となります。

※死亡共済金のほかに入院共済金や未経過掛金・出資金等の相続財産がある場合、相続人を確認するため、追加で戸籍謄本を依頼する場合があります（詳しくは P2「**死亡共済金受取人と相続人が異なるケース**」をご参照ください）。

●住民票

・ご加入者の**住民票除票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

・死亡共済金受取人（ご祖父母様）の**世帯全員の住民票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

⑥「ご加入者と同一世帯に属するご加入者の兄弟姉妹」の場合

●戸籍謄本

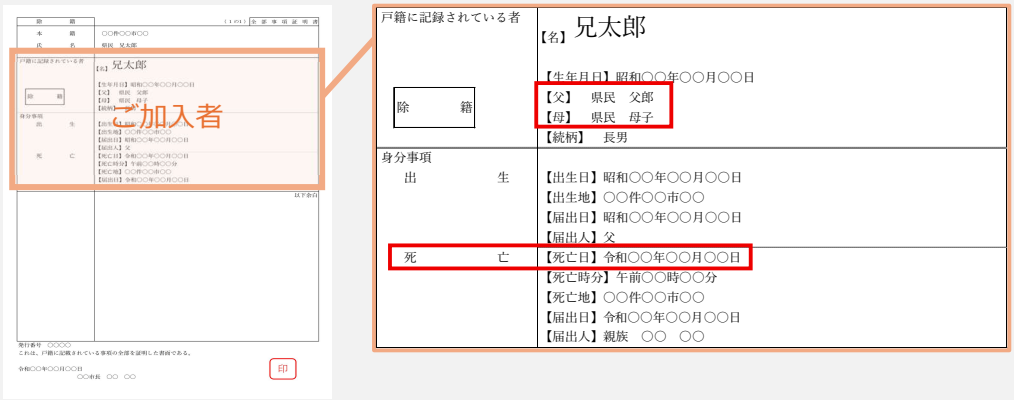
・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）

・ご加入者と死亡共済金受取人（ご兄弟姉妹）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）

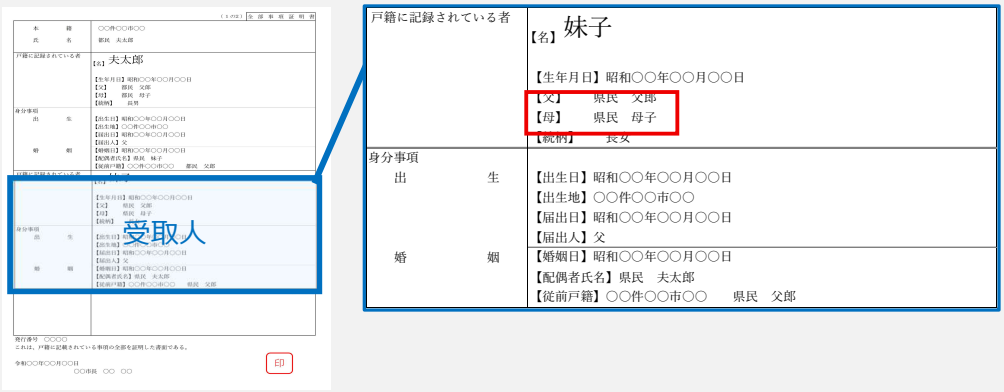
※ご加入者と死亡共済金受取人が同じ戸籍に記載されている場合、 ア の戸籍謄本にて イ の内容が確認できるため、重複してご用意いただく必要はありません。
同じ戸籍に記載されていない場合、 ア と イ をそれぞれご用意ください。

＜戸籍謄本の例（ご加入者と死亡共済金受取人の家族関係が確認できる例）＞

ア ご加入者（兄・県民　兄太郎）の戸籍謄本



イ 受取人（妹・都民　妹子）の戸籍謄本



※死亡共済金のほかに入院共済金や未経過掛金・出資金等の相続財産がある場合、相続人を確認するため、追加で戸籍謄本を依頼する場合があります（詳しくは P2「**死亡共済金受取人と相続人が異なるケース**」をご参照ください）。

●住民票

・ご加入者の**住民票除票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

・死亡共済金受取人（ご兄弟姉妹）の**世帯全員の住民票**（世帯主・続柄が記載されたもの）

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

⑦「ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の子」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（お子様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ ウ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。

●住民票

・同一世帯ではないとのご申告の場合、住民票のご用意は**不要**です。

⑧「ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の孫」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（お孫様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
・ご加入者の**子**の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ エ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ エ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。
※ エ について、ご加入者のお子様が複数人いる場合、お子様すべてに対してそれぞれご用意ください。

●住民票

・同一世帯ではないとのご申告の場合、住民票のご用意は**不要**です。

⑨「ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の父母」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（ご両親）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ ウ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。

●住民票

・同一世帯ではないとのご申告の場合、住民票のご用意は**不要**です。

⑩「ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の祖父母」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（ご祖父母様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
・ご加入者の**父母**の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ オ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ オ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。

●住民票

・同一世帯ではないとのご申告の場合、住民票のご用意は**不要**です。

⑪「ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の兄弟姉妹」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（ご兄弟姉妹）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
・ご加入者の**父母**の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ オ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ オ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。

●住民票

・同一世帯ではないとのご申告の場合、住民票のご用意は**不要**です。

⑫「ご加入者の甥姪」の場合

●戸籍謄本

・ご加入者の死亡が記載された**戸籍謄本**（ ア ）
・ご加入者と死亡共済金受取人（甥姪様）の続柄を確認できる**戸籍謄本**（ イ ）
・ご加入者の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ ウ ）
・ご加入者の**父母**の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ オ ）
・ご加入者の**兄弟姉妹**の出生から死亡まで連続したすべての**戸籍謄本**（ カ ）
※「連続したすべての戸籍謄本」について詳しくは P14 をご確認ください。
※ ア ～ カ のうち、内容が重複しているものについては省略可能です。

●住民票

・死亡共済金受取人が甥姪様の場合、住民票のご用意は**不要**です。

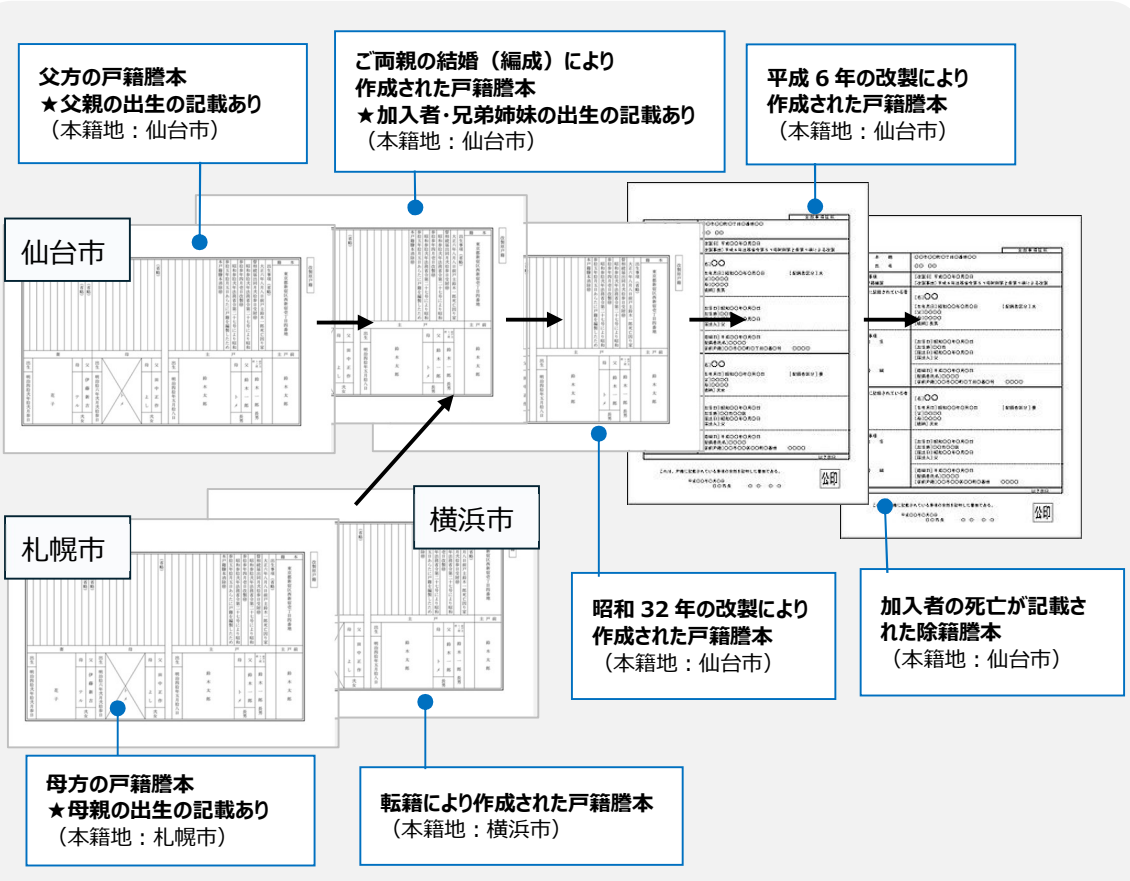
■ 「連続したすべての戸籍謄本」とは

戸籍謄本は、「**改製**」「**編成**」「**転籍**」によって新たに作成されます。
そのため、「出生から死亡まで途切れることなく連続した戸籍謄本」をご用意いただくには、下図の例のように複数の戸籍謄本を揃えていただく必要があります。
※法務局が発行したご加入者の「**法定相続情報一覧図**」でも代用できる場合があります。

| 用語解説

・「**改製**」：以下の戸籍法改正により新しい様式に作り替えること。
①昭和３２年法務省令による改製
②平成６年法務省令による改製（戸籍のコンピューター化に伴うもの）
※「改製」される前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。
・「**編製**」：結婚、離婚、養子縁組等により戸籍が新たに作られること。
・「**転籍**」：本籍地の変更により戸籍が新たに作られること。

| 「連続したすべての戸籍謄本」の例



■ 戸籍謄本の取得方法

戸籍謄本は、ご加入者の本籍地のある市区町村役場の窓口でご請求ください。本籍地が遠方の場合、「戸籍証明書等の広域交付制度」のご利用や、郵送での取り寄せも可能です。また、本籍地によっては、コンビニの専用端末からも請求できる場合があります。

｜市町村窓口でのご請求

本籍地の市区町村役場の住民課・市民課等でご請求ください。

｜「戸籍の広域交付制度」によるご請求

本籍地が異なる場合でも、以下の条件に該当する場合、お近くの市区町村窓口でまとめて請求することができます。

<戸籍の広域交付制度のご利用条件>

（1）戸籍に記載されている本人が申請する場合

（2）上記の方の配偶者、父母・祖父母・子・孫等の直系の親族の方が申請する場合

※兄弟姉妹の戸籍謄本は請求できません。

※請求の際は、顔写真付きの公的証明書の提示が必要です。

※複数の本籍地の戸籍を請求する場合、発行までに時間を要する場合があります。
詳しくは市区町村窓口にお問い合わせください。

｜郵送によるお取り寄せ

本籍地の市区町村役場のホームページ等を確認し、交付申請書や返信用封筒等の申請に必要な書類・費用をご用意のうえ、ご請求ください。

｜「コンビニ交付サービス」によるご請求

本籍地の自治体が「コンビニ交付サービス」に対応している場合、全国のコンビニ等のマルチコピー機で戸籍謄本を取得できます。

5 よくあるご質問

同順位の受取人が複数いる場合の手続きについて教えてください。

同順位の受取人が複数いる場合、代表者を１人定めて請求いただくため、「代表受取人選任届」が必要となります。

なお、受取割合は原則として均等となります。

また、同順位者の中に音信不通・行方不明の方がいる場合でも、戸籍謄本で死亡が確認できない場合はご存命と判断し、その方も受取人の１人としてお手続きします。

受取人が未成年の場合でも手続きすることはできますか？

受取人が未成年者の場合、親権者または未成年後見人が手続きを行うことができます。

＜必要書類の例＞

- 親権者または未成年後見人が確認できる戸籍謄本
- 親権者または未成年後見人の印鑑登録証明書

なお、共済金振込指定口座は、受取人本人名義のものをご指定ください。

受取人の成年後見人等が代わりに手続きすることはできますか？

受取人の成年後見人等が代わりに手続きをすることもできます。

＜必要書類の例＞

- 成年後見人等に関する登記事項証明書
- 成年後見人等の印鑑登録証明書

相続放棄をしていても死亡共済金を受け取ることはできますか？

死亡共済金は相続財産ではなく、受取人固有の権利とされているため、相続放棄をしていても受け取ることができます。

ただし、入院共済金等はご加入者の相続財産となるため、受け取ることはできません。

死亡共済金の受け取りには税金がかかりますか？

死亡共済金は、契約者・被共済者・受取人・実際の掛金負担者の関係により、相続税、所得税・住民税、贈与税の対象となる場合があります。

詳しくは最寄りの税務署へご確認ください。

遺言により死亡共済金受取人を変更することはできますか？

遺言によって死亡共済金受取人を指定または変更することはできません。

ただし、当組合が承認した場合、事前に死亡共済金の受取人を指定いただくことができます。詳しくは、各都道府県民共済（神奈川県では全国共済）へお問い合わせください。

死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る前に亡くなった場合はどうなりますか？

死亡共済金は、亡くなった死亡共済金受取人の相続財産となります。

詳しくは、各都道府県民共済（神奈川県では全国共済）へお問い合わせください。

ご加入者または死亡共済金受取人が外国籍の場合どうなりますか？

外国籍の方については、日本の戸籍が作成されないため、加入者と受取人との続柄確認に追加書類が必要となる場合があります。

＜確認書類の例＞

- 続柄記載のある住民票
- 婚姻・出生・死亡の各届出受理証明書
- 火葬許可証の写し
- 会葬礼状の写し
- 当該国の戸籍謄本または身分関係証明書
- 外国語書類の場合は日本語訳

詳しくは、各都道府県民共済（神奈川県では全国共済）へお問い合わせください。

戸籍謄本（全部事項証明書）ではなく戸籍抄本（個人事項証明書）でも請求手続きできますか？

必要な事項が確認できる場合には、戸籍抄本（個人事項証明書）でもお手続きいただけます。詳しくは、各都道府県民共済（神奈川県では全国共済）へお問い合わせください。